

## 第6回適時調査 「監査調書」 の調査結果の公表

日本監査役協会では、1年に1回定例の「年次調査」をはじめとした様々な調査活動を実施しており、その一環として監査役等の皆様の抱える課題について、「適時調査」として時宜にかなった概要調査をし、速やかにかかる結果を公表している。

会社法上、監査役、監査等委員会、監査委員会（以下、「監査役等」という。）による監査調書の作成を求められていない。しかし、これに関して各社各様の工夫が重ねられており慣習規範化している。今回は監査調書をテーマとして、その実務に関する状況把握を目的として適時調査を行った。

実施に際しては、7,402社に回答を依頼し、回答社数は3,256社、有効回答率は約44.0%となった。

### **1. 回答会社の属性等**

調査の結果、回答会社3,256社のうち、市場区分ではプライム市場上場会社が23%（754社）、スタンダード市場上場会社が16%（535社）、グロース市場上場会社が7%（232社）、その他上場市場が3%（84社）、非上場（上場の予定あり）が13%（431社）、非上場（上場の予定なし）37%（1,220社）という割合となった。業種区分では製造業34%（1,110社）・非製造業66%（2,146社）という割合となった。また、機関設計の種類は、監査役設置会社が38%（1,229社）、監査役会設置会社が40%（1,299社）、監査等委員会設置会社20%（667社）、指名員会等設置会社が1%（33社）という割合となった。

### **2. 監査調書の作成状況等**

監査調書の作成について、「監査役は複数名おり、一部の監査役のみ（常勤監査役など）が監査調書を作成している」と回答した会社が64%（2,556社中1,627社）、「作成していない」と回答した会社が9%（2,556社中240社）となった。

監査調書を作成する目的は「監査報告書における監査の結果を証明するため」が79%（2,948社中2,336社）、「業務執行等に助言・勧告・改善提案等をするため」が60%（2,948社中1,782社）となった。監査調書に記載している事項は「監査結果・指摘事項・所見等」が93%（2,948社中2,749社）、「実施した監査方法（報告聴取・資料閲覧・立会い・視察等）」が87%（2,948社中2,576社）となった。監査調書を作成する監査対象項目は「往査・実査・面談」が92%（2,948社中2,705社）、「内部統制システム」が63%（2,948社中1,847社）となった。監査調書の作成年間件数は「1～12件」が31%（2,926社中917社）で最も高い割合となった。監査調書内容の共有先は「代表取締役」が42%（2,948社中1,232社）、「内部監査部門」が36%（2,948社中1,068社）となった。幹事証券会社へ監査関係書類を提出については「業務執行経由で提出している」と「監査役等から提出している」がどちらも50%（298社中149社）となった。業務執行からの監査調書共有依頼については「業務執行から監査調書の共有依頼をされたことはなく、共有したことはない」が52%（2,956社中1,538社）、「業務執行から監査調書の共有を依頼されたが、共有を断った」が1%（2,956社中20社）だった。

その他回答は後掲の資料を参照いただきたい。